特許特別会計の概要

（財務書類参考資料）

特許特別会計について

1．設置時期 ： 昭和５９年7月1日

2．設置目的 ：

特許等の産業財産権に関する事務について、出願件数の増大及び出願内容の複雑化、高度化に対応した円滑な処理体制を確立し、利用者に対するサービスの向上を図るために設置。
（根拠法）特許特別会計法 第1条

3．設置経緯 ：

昭和５９年当時、特許等の産業財産権の出願件数は大幅に増加することが予想され、また、出願内容の高度化、複雑化等のため、審査期間が年々長期化する傾向にあった。現状のまま放置すれば、特許行政に重大な支障が生じることが確実な情勢にあった。

当時、年間６０万件にのぼる出願事務処理は手作業で行われており、これらの事務処理体制の抜本的な改革を行い、出願の受付から審査･登録･公報発行まで全て電子データにより処理する体制（ペーパーレス･システム）を構築することとし、昭和５９年よりペーパーレス計画を推進してきた。

このためには、特許料金等の引き上げを行うとともに、産業財産権に関する事務の経理を一般会計から分離して、受益と負担の関係の明確化を図り、また弾力的な運営を図る必要性から、特許特別会計が設置されたもの。

（参考：独立行政法人工業所有権総合情報館について）

（1）設置経緯
特許庁の施設等機関として各種情報提供業務等を行ってきた工業所有権総合情報館を、平成１３年4月1日、独立行政法人に移行設立。
（根拠法）独立行政法人通則法、独立行政法人工業所有権総合情報館法

（2）業務内容等
産業財産権情報の利用者ニーズに機敏に対応するために、
①特許公報等の閲覧サービス
②産業財産権に関する相談等による出願人支援
③審査審判用図書等の提供を通じた審査･審判への協力
④開放特許活用等の特許流通促進事業
などのサービスを実施し、産業財産権施策の中において引き続きその役割を果たしている。

出願人と特許庁（特許特別会計）の関係

特許庁の収入は特許等出願人からの料金収入において賄われており、
これらの収入により、特許・実用新案・意匠・商標（産業財産権四法）の
審査・審判を行うために必要な経費を支出しています。

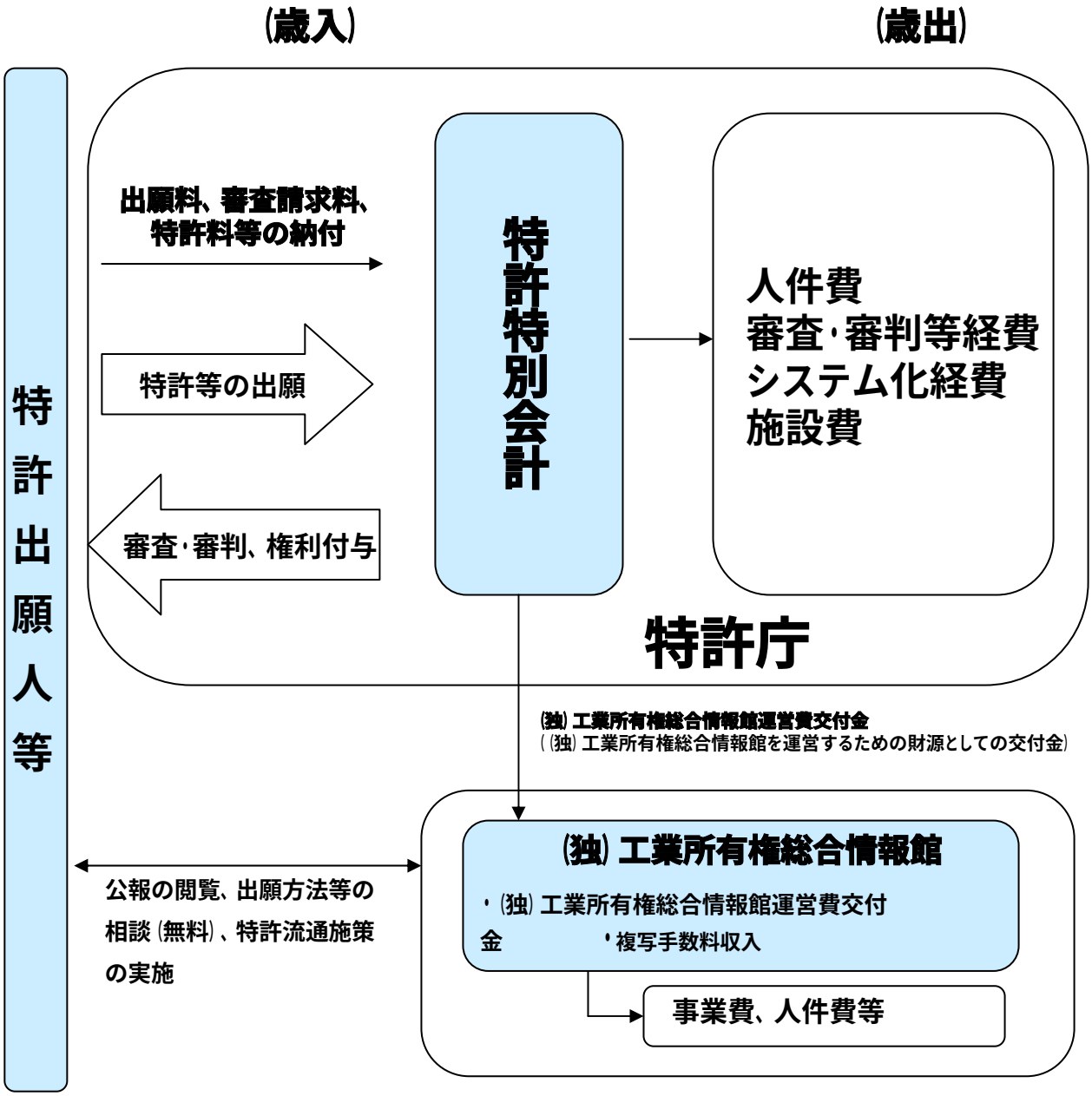

特許特別会計資金フロー表

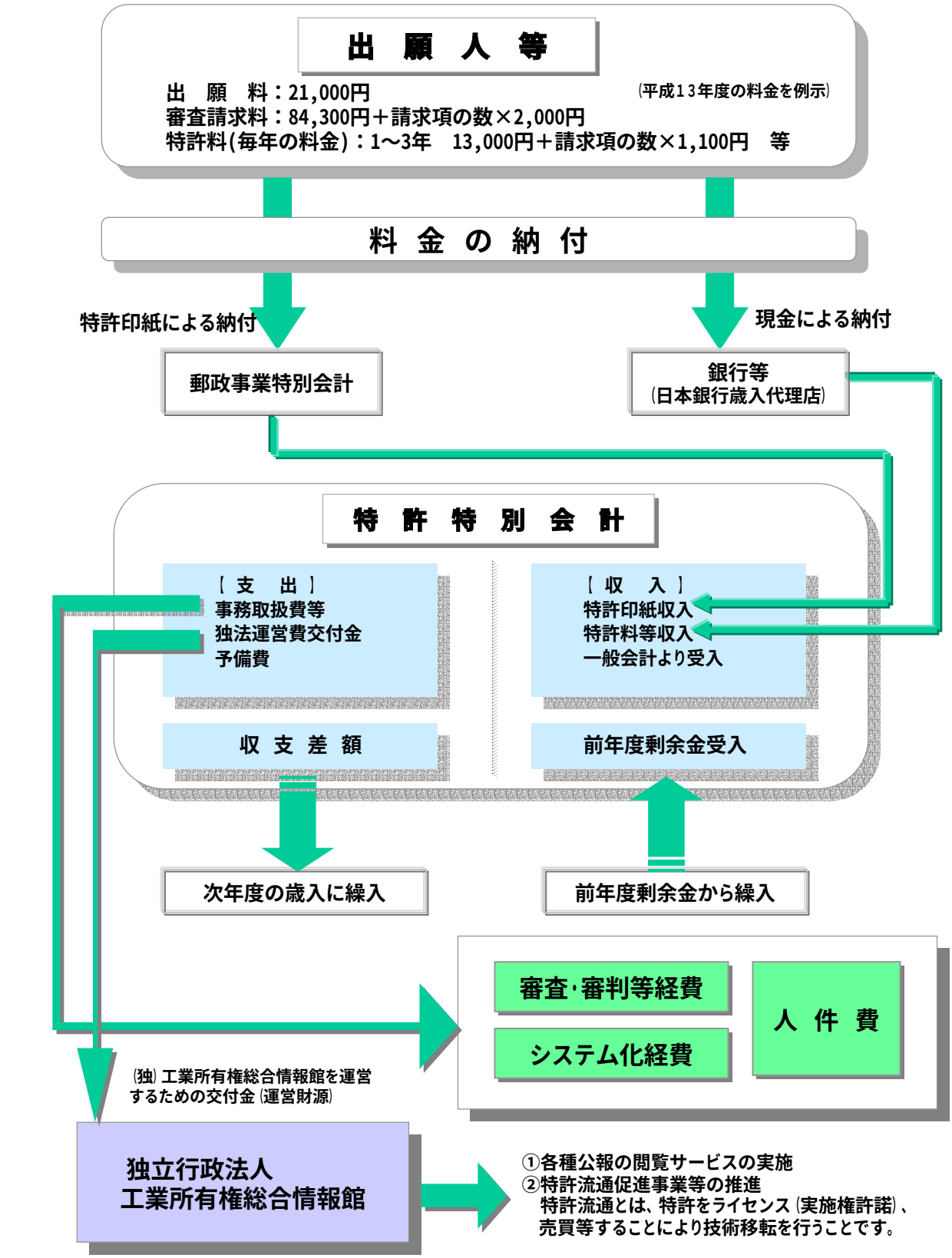

注:一般会計からの受入分については、当該会計への財政支援を目的とするものではなく、当該会計において、特許等の権利移転に基づく登録免許税の納付確認等の一般会計の歳入事務を代行していることの見合で、一般会計から繰入れがされているものです。

平成１３年度特許特別会計における歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

１．歳入　185,169　出願人等から納付を受けた特許等の産業財産権に係る特許料、登録料、手数料等の収入

(1) 特許印紙収入	95,716	出願手数料、特許料等の特許印紙に係る郵政事業特別会計からの受入
(2) 特許料等収入	613	現金をもって納付された出願手数料、特許料等の収入
(3) 一般会計より受入	17	「特許特別会計法」第７条第１項の規定による登録免許税の確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費に充てるため必要な財源の一般会計からの繰入
(4) 雑収入	1,647	財政融資資金預託金利子収入、特許公報の売払代、建物貸付料等の収入
(5) 前年度剰余金受入	87,174	「特許特別会計法」第８条の規定による前年度決算上の剰余金の受入

２．歳出　95,432　産業財産権制度を維持・推進するために必要な経費

(1) 事務取扱費	**89,793**	特許等産業財産権に関する事務に必要な人件費及び事務費等
人件費等	29,366	職員の給与等の諸手当、退職手当、公務災害補償費、国家公務員共済組合分担金、及び調査員や医員等に対する手当
旅費	335	職員及び委員、証人等に関する旅費
庁費	3,476	一般事務を処理するために必要な光熱水料、庁舎維持管理費及び出願適正化推進費、産業財産権研究推進事業費等の経費
審査審判庁費	15,807	審査・審判の事務処理の促進に必要なＦターム等を用いた先行技術文献調査外注費、商標審査前サーチレポート作成費、審査審判資料整備費等の経費
特許事務機械化庁費	8,516	特許事務の合理化を図るための機械化の実施及び推進のためのシステム運用経費、データエントリー費、多観点ターム文献解析費等のシステム経費
特許公報類発行費	5,498	産業財産権関係法規に基づきCD-ROM特許公報等を発行するための電子データ編集費、CD-ROM作成費及び公開特許英文抄録作成費等の経費
通信専用料	14,722	ペーパーレスシステム開発に係るデータ通信サービス料等の経費
電子計算機等借料	5,653	特許事務の機械化を円滑に推進するための電子計算機器借料
特許事務機械化委託費	3,246	特許事務の機械化を推進するための関連システム開発に係る経費
出願適正化等指導事業委託費	806	中小企業等の出願等適正化を推進するための指導・相談に係る経費
ｱｼﾞｱ太平洋工業所有権協力事業委託費	533	ＡＰＥＣ域内の人材育成協力及び外国産業財産権制度のデータベース構築に必要な経費
工業所有権調査等委託費	297	ＡＰＥＣ域内の産業財産権関連調査のために必要な経費
工業所有権研究等委託費	147	海外の研究者と共同研究を行わせるため、欧米及びアジア地域から産業財産権分野の研究者を招へいする事業を行うために必要な経費
特許微生物寄託等委託費	550	特許出願に関する微生物の寄託及び分譲業務に必要な経費
特許情報利用促進事業費補助金	324	都道府県が行う特許情報の有効利用促進に関する特許流通支援事業、特許電子図書館情報有効活用事業に対する補助に必要な経費
世界知的所有権機関事務局分担金	53	産業財産権の保護に関するパリ条約・国際特許分類協定・ニース協定に規定されている国際分担金を支払うための経費
世界知的所有権機関拠出金	178	発展途上国の産業財産権制度の整備・充実のためにWIPO開発計画の実施に協力するための拠出金
賠償償還及払戻金	137	出願手数料、特許料等の過誤納分の払戻金等
その他	141	招へい外国人滞在費、各所修繕、自動車重量税、消費税、交際費、特許印紙作成費等
(2) 施設整備費	**184**	建物、工作物及びこれらの従物の新営、建造、改修等に係る諸経費
(3) 独立行政法人工業所有権情報館運営費		独立行政法人工業所有権総合情報館の運営に必要な交付金
独立行政法人工業所有権情報館運営費交付金	**5,454**	〃

※単位未満は切り捨てにより表示。

参考： 特許特別会計における事務の合理化･効率化に向けた取り組み

1．情報システム化については、欧米に先んじてペーパーレス化を実現
･オンライン出願率 ： 特許出願９７％、意匠９１％、商標８３％
･出願書類の電子化により、期間管理等が適正化し、複数業務の並行処理が可能となり、事務処理の効率化、省スペース化が図られる。
･特許情報の電子データ化により、６０００万件もの膨大な文献から先行技術等の検索が可能となり、高度化する審査審判業務の効率化が可能になった。また、出願の分類付与作業･審査の一部作業の外注化も可能となった。

2．出願件数の増加、高度化に伴う審査処理促進のために必要なアウトソーシング経費の大幅な拡充が可能となった。

3．先行技術のアウトソーシング予算の拡大により人員の増大を抑制。
安易に一般会計に依存することなく、出願人と意見交換しつつ必要な経費分を料金改定（値上げ）により確保することが可能となった。

4．外国特許庁との特許情報の電子データによる交換を初めとして、産業財産権制度における途上国協力等が可能となった。

5．特許･実用新案、意匠、商標の審査･審判といった独占権の付与及び準司法手続きという行政処分に加えて、国際出願に関する国際調査報告の作成等の国際出願関係の業務、出願人に対する啓発活動（小中高校に対するテキスト･副読本の配布、初心者向けセミナーの開催等）、特許流通の促進、特許情報の提供、中小企業対策、国際化対策等、多様化する特許行政に対応するため、予算措置を拡充。

6．客観性･透明性を重視した分析
①第三者監査法人によるＡＢＣ手法を活用したコスト分析を実施し、特許関連の料金改定を実施。
②予算の約２５％を占める情報システム予算についても、外部コンサルタントによる評価を導入し、システム監査を実施中。

特許庁の業務について

・知的財産権（産業財産権）とは

・審査・審判の流れについて

・特許審査の現状について

・電子特許庁を目指して

・組織について

知的財産権とは

２１世紀は、知的創造時代といわれ、研究開発を発展させ、その成果を蓄積・有効活用することが重要な課題です。知的財産制度は技術向上、新規産業創出等に資するものとして、その強化を図ることの重要性が日増しに高まっています。知的財産権（知的所有権ともいいます。）とは、人間の幅広い知的創造活動について、その創作者に権利保護を与えるものです。

具体的に、人間の知的創造活動の成果としては、独創的なアイデアである「発明」や「考案」、ユニークなデザインである「意匠」、音楽や小説、絵画などの「著作物」などがあり、それぞれが特許法・実用新案法、意匠法、著作権法によって保護されています。

一方、営業上の標識としては、事業活動を行う時に使われる名前である「商号」、自己の商品やサービスを示すために用いられる「商標」（いわゆるブランド）などがあり、それぞれ商法、商標法によって保護されています。このうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を指して、産業財産権（工業所有権）と称します。

また、これらの知的財産の中でもバイオテクノロジー、エレクトロニクス・情報通信などいわゆるハイテク分野での技術開発は盛んであり、例えばコンピュータ・プログラム（著作権法）や、半導体集積回路（半導体チップ保護法）など、新たに保護されるようになった分野もあります。さらに、製造技術や、顧客リストなどの営業秘密の不正な取得・使用行為、モノマネ商品の製造・販売、商品の品質・内容を偽る表示（シャンパン、コニャックなどの地理的表示を含む。）や著名な他人のブランドのただ乗りといった事業活動における不正な競争行為を規制している不正競争防止法もあります。

近年では、知的所有権の保護を強化することが、各国の企業、国家にとって競争力を高めるために有力であるとの認識が国際的に高まってきており、国連の専門機関であるＷＩＰＯ（世界知的所有権機関）や、ＷＴＯ・ＴＲＩＰＳ（知的所有権の貿易関連側面）協定など、様々な国際会議や条約で、各国の知的財産権の保護制度を統一するための活動が行われています。

知的財産権の種類

知的創造物についての権利

創作意欲を促進（保護）

- **特許権**（特許法）
  - ○「発明」を保護
  - ○出願から２０年
- **実用新案権**（実用新案法）
  - ○物品の形状等の考案を保護
  - ○出願から６年
- **意匠権**（意匠法）
  - ○物品のデザインを保護
  - ○登録から１５年
- **著作権**（著作権法）
  - ○文芸、学術、美術、音楽、ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑなどの精神的作品を保護
  - ○死後５０年（法人は公表後５０年）
- **回路配置利用権**（半導体集積回路の回路路配置に関する法律）
  - ○半導体集積回路の回路配置の利用を保護
  - ○登録から１０年
- **品種登録**（種苗法）
  - ○植物の新品種を保護
  - ○登録から２０年（樹木２５年）
- **営業秘密**（不正競争防止法）
  - ○ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を禁止

営業標識についての権利

信用の維持を保護

- **商標権**（商標法）
  - ○「商標」を保護
  - ○登録から１０年（更新あり）
- **商号**（商法）
  - ○登記された「商号」を保護
- **著名な商品表示、商品形態**（不正競争防止法）
  - ○著名な商品表示等の禁止
  - ○原産地の誤認表示等の禁止
  - ★商品形態は販売から3年

産業財産権＝特許庁所管

（注）特許、実用新案、意匠、商標を産業財産権という。

審査・審判の流れ

特許庁は全世界から受け付けた特許、意匠、商標出願について、厳正な審査の上で権利を付与し、権利者を保護します。（独占権の付与：行政処分）

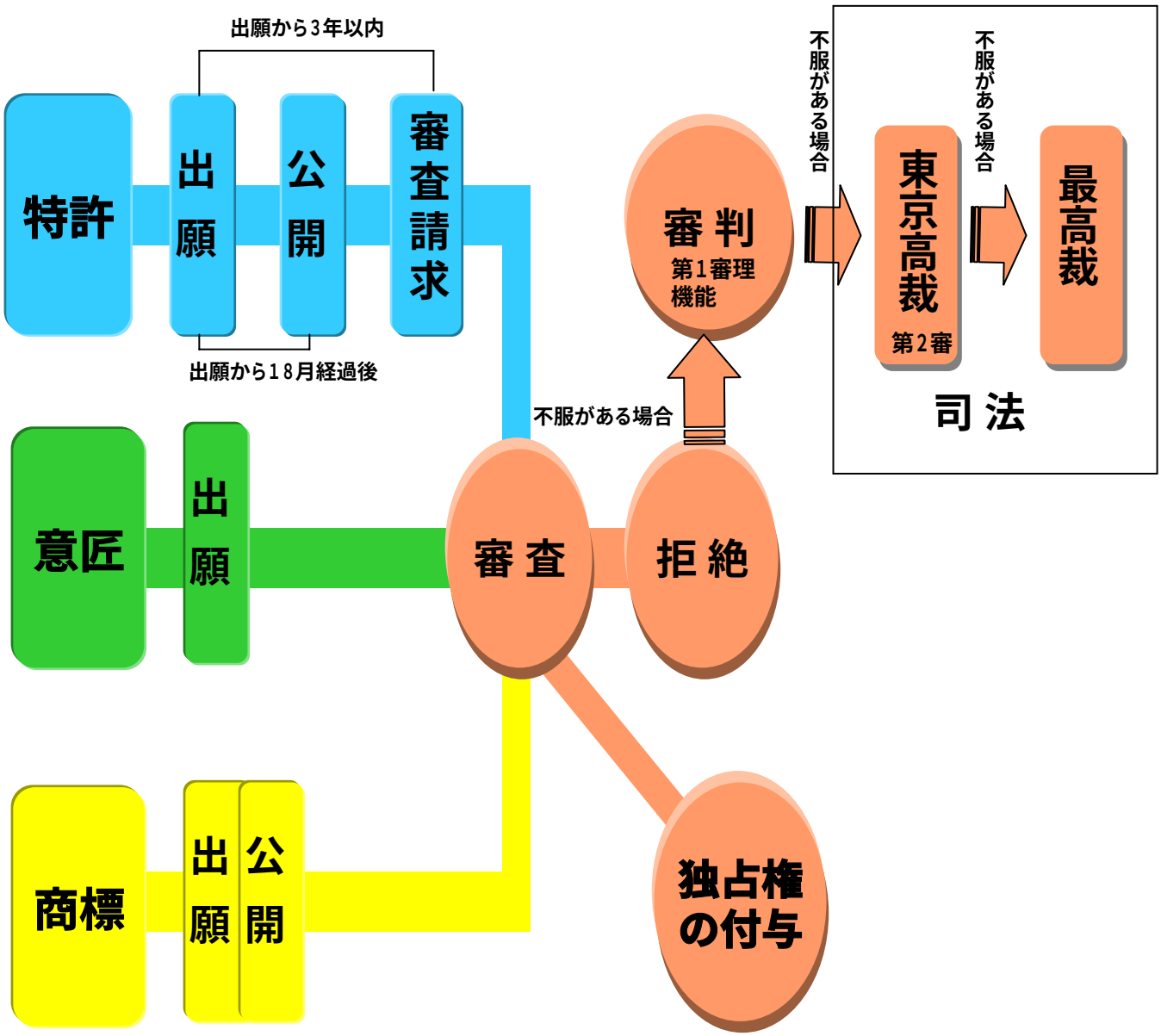

特許審査の現状について

○特許審査の流れ

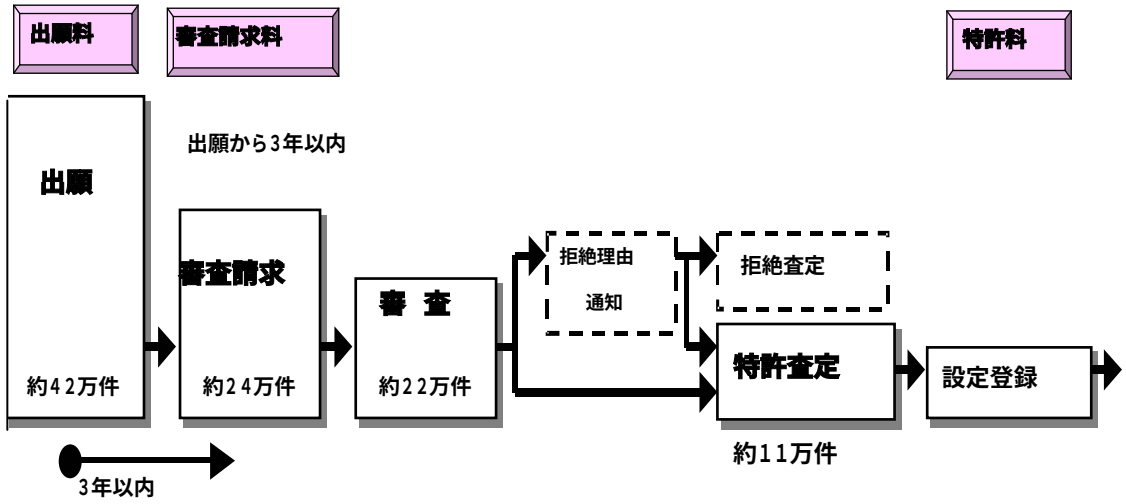

(注)　出願後３年以内に審査請求をしなければ、出願は取り下げになる。

○特許審査の内容

技術的素養を備えた審査官が、独占権付与の適否について判断します。

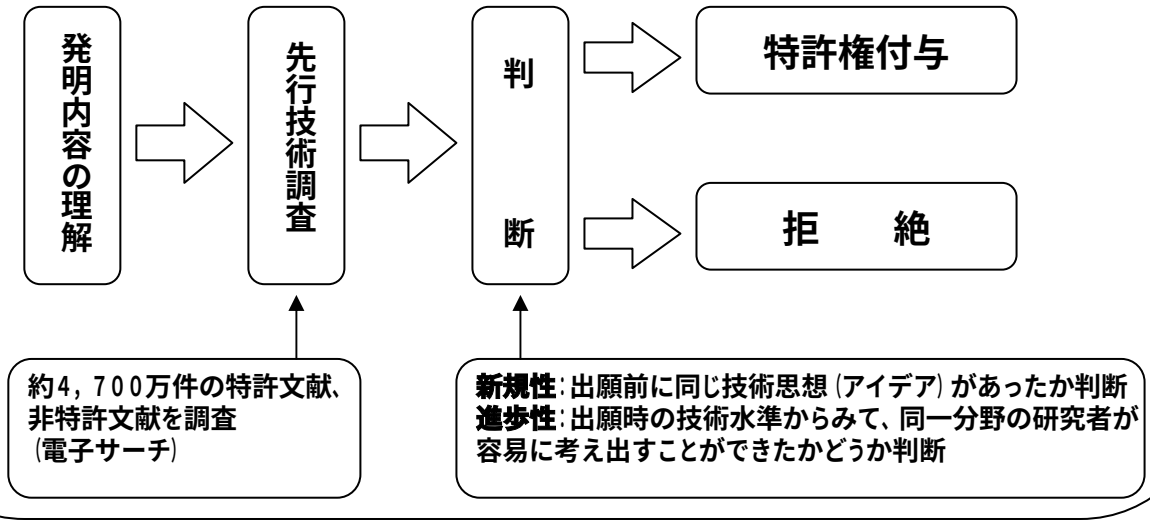

参考：産業財産権の審査・審判の現状

○特許審査

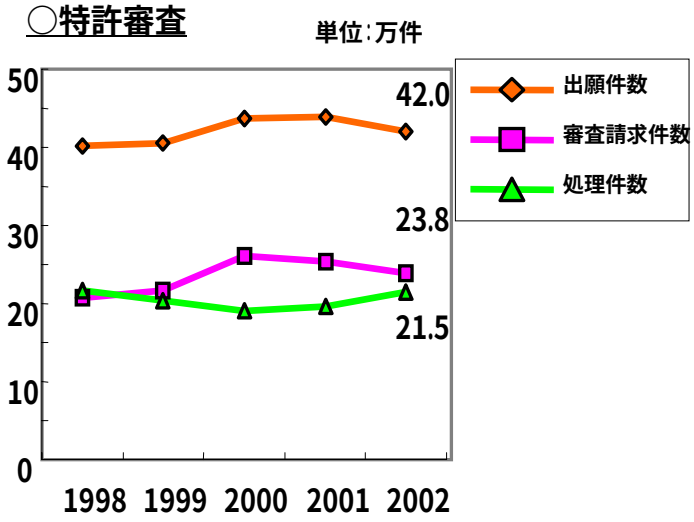

○意匠審査

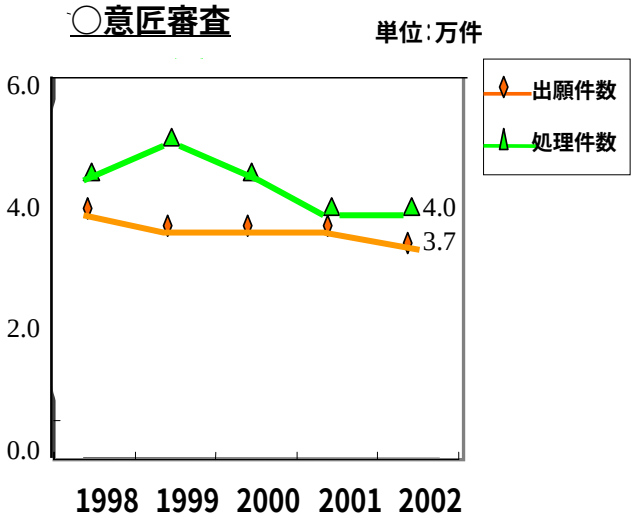

○実用新案

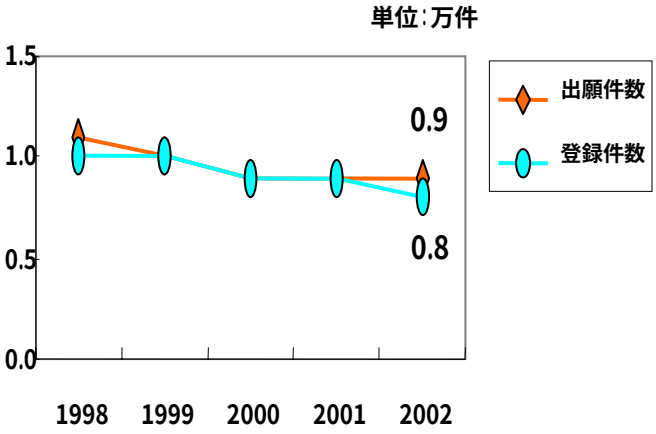

○商標審査

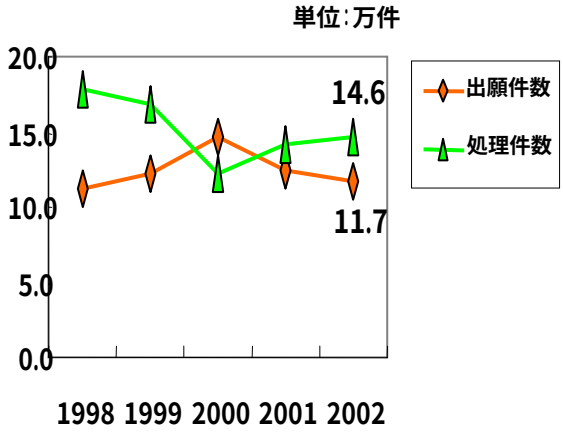

○査定系審判（拒絶査定不服審判）四法計

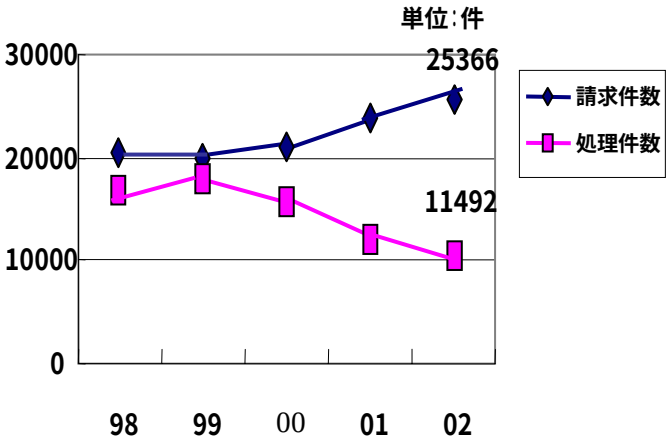

○当事者系審判（無効審判）四法計

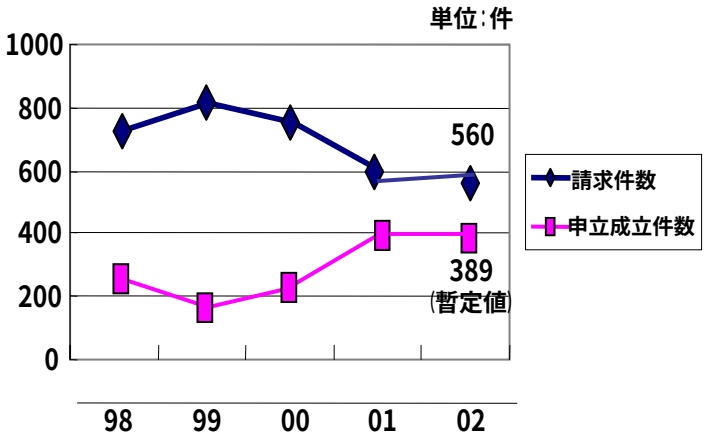

電子特許庁を目指して

○ ペーパーレスシステム

特許庁では、出願から登録まで一貫した電子化（ペーパーレスシステム）の推進により、効率化を目指しています。ペーパーレスシステムは、従来ペーパーで行っていた出願・受付・審査等の業務及び情報提供サービスを、コンピュータ化することにより飛躍的に効率化するものです。次の4項目の実現を目的としています。

①審査期間の短縮

②産業財産権情報サービスの拡充

③事務処理の効率化

④産業財産権の情報交換に対する協力

ペーパーレスシステムの今後の方向としては、電子商取引社会の進展と経済のグローバル化に伴う市場の拡大を踏まえ、かつ、ペーパーレスシステム計画10年の経験を有効活用することによって、電子特許庁の実現に向けた更なる深化、世界一の審査環境の実現、グローバルIT化への対応、デジタルインフォメーションサイクルの構築を目指します。

○ 特許電子図書館（IPDL）

特許庁は、多様なユーザーニーズに対応するために、産業財産権情報を様々な手段で提供しています。特許庁は明治以来発行されてきた全ての公報（特許・実用新案・意匠・商標）及び関連情報に検索機能をつけて、インターネットなどを通じて無料で提供しています。

特許庁の組織について
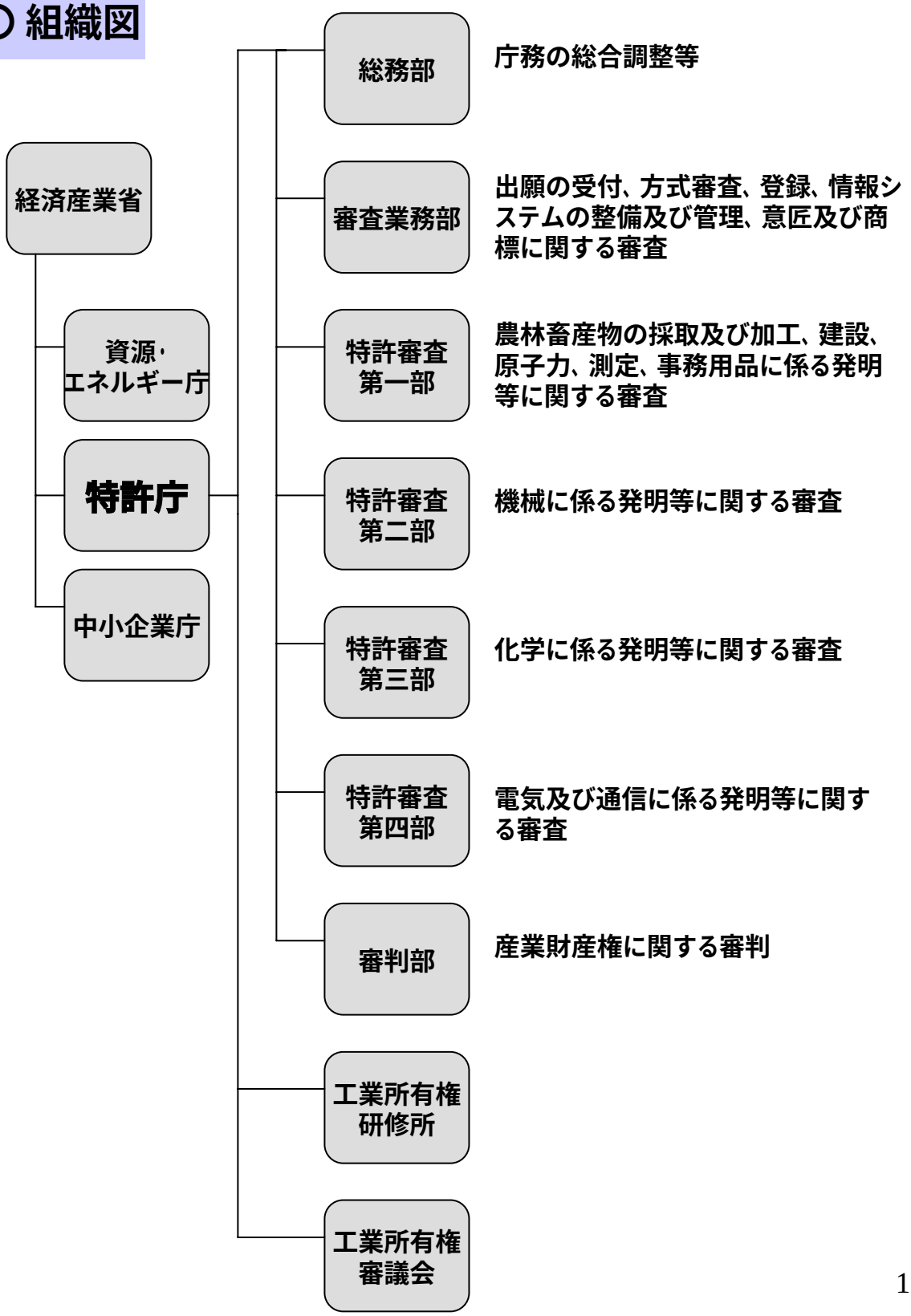
○ 組織図